

## 空き家問題について ～ 空き家特措法施行の影響、空き家ビジネスの展望等 ～

各位

謹啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、我が国では、急増する空き家への対応が喫緊の課題となっています。

そのため、適切な管理がされず、住環境に悪影響を及ぼしうる「特定空き家」について、自治体による強制的な除去を可能とすること等を内容とする「空き家対策特別措置法」が本年5月より施行され、また、国土交通省は来年度税制改正要望において、旧耐震基準で建築された居住用家屋を相続し、一定期間内に耐震リフォーム又は除却を行った場合、標準工事費の10%を所得税額から控除する制度の創設を要求するなど、総合的な取り組みが進められようとしています。一方で、空き家管理サービス等、空き家対策をビジネスととらえる動きもみられます。

当センターは、以上の状況を踏まえ、空き家問題に関して先駆的に研究を進めてこられた、株式会社 富士通総研 経済研究所 上席主任研究員 米山 秀隆 氏を講師として下記のとおりセミナーを開催することといたしました。

つきましては、業務ご多忙のこととは存じますが、ご参加賜りますようご案内申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年11月13日(金) 15:00～(2時間程度)
2. 場 所 スクワール麴町 5F「芙蓉」  
千代田区麴町6-6(別添案内図参照) TEL 03-3234-8739
3. テーマ 「空き家問題について ～ 空き家特措法施行の影響、空き家ビジネスの展望等～」
4. 講 師 株式会社 富士通総研 経済研究所 上席主任研究員 米山 秀隆 氏
5. 参加費 無料
6. 申込み 第97回住宅・不動産セミナー申込み専用サイト(下記URL)にアクセスし、①会社名 ②部署 ③氏名 ④会社住所 ⑤メールアドレス ⑥電話番号 を入力してお申し込みください。

※セミナー申込み専用サイトは、セキュリティ強化のため、SSL暗号化通信を利用しております。

<https://www.hrf.or.jp/semi/>

\*セミナー当日、お申込みフォームに入力したメールアドレス宛に送付される聴講券をご持参くださいますよう、お願いいたします。  
\*申込み締切日: 11月9日(月)。ただし、定員(140名)に達し次第申込み受付を締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。  
(締め切りの際は上記サイトにてご案内させていただきます。)

7. 問合せ先 公益財団法人 日本住宅総合センター 研究部(西村、行武、原野)  
semi@hrf.or.jp TEL. 03-3264-5901

以上

(会場案内図)



- JR 中央線「四ッ谷」駅 麹町口 徒歩 1分
- 地下鉄 丸ノ内線「四ッ谷」駅 四ツ谷口 徒歩 3分
- 地下鉄 南北線「四ッ谷」駅 3番口 徒歩 1分
- 地下鉄 有楽町線「麹町」駅より徒歩6分

公益財団法人 日本住宅総合センター 第97回 住宅・不動産セミナー

1. 日 時 平成27年11月13日(金) 15:00～(2時間程度)

2. 場 所 スクワール麹町5F「芙蓉」

千代田区麹町6-6 TEL 03-3234-8739

3. テーマ 「空き家問題について ～ 空き家特措法施行の影響、空き家ビジネスの展望等 ～」

4. 講 師 株式会社 富士通総研 経済研究所 上席主任研究員 米山 秀隆 氏

\*セミナー当日、お申込みフォームに入力したメールアドレス宛に送付される聴講券をご持参ください  
ますよう、お願いいたします。